

○筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例施行規則

平成30年6月15日規則第6号

改正 令和2年3月27日規則第9号

令和4年11月28日規則第13号

筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例（平成30年筑北村条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第8条第1項第9号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 長野県が地すべり危険箇所として公表している区域
- (2) 長野県が急傾斜崩壊危険箇所として公表している区域
- (3) 長野県が土石流危険渓流として公表している区域
- (4) その他村長が必要と認める区域

(事前協議)

第4条 条例第9条第1項に規定する事前協議を行おうとする事業者は、太陽光発電設備設置事業事前協議書（様式第1号）（以下「事前協議書」という。）に次に掲げる書類を添付し、村長に提出するものとする。ただし、村長が特に必要がないと認めるものについては、省略することができる。

- (1) 位置図（縮尺1/25,000以上）
- (2) 事業区域の公図の写し
- (3) 事業区域の土地所有者の承諾書の写し
- (4) 事業区域と隣接する土地所有者との境界確認書
- (5) 太陽光発電設備の配置図（縮尺1/500以上）
- (6) 土地造成計画平面図（縮尺1/500以上）及び縦横断図（縮尺1/200以上）
- (7) 雨水排水計算書（30年確率以上）及び雨水排水施設計画図（縮尺1/500以上）
- (8) 太陽光発電設備及び雨水排水施設の構造図（縮尺1/100以上）

- (9) 維持管理計画
- (10) 自然環境保全計画
- (11) 景観保全計画
- (12) 土砂等の流出及び崩壊防止計画
- (13) 太陽光の反射、騒音等生活環境保全計画
- (14) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める図書

2 条例第9条第5項に規定する通知書は、事前協議済通知書（様式第2号）による。

（標識の設置）

第5条 条例第10条第1項の規定による標識は、太陽光発電設備設置事業のお知らせ（様式第3号）による。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、標識設置届（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付し、村長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 標識の設置を証する写真（標識の表示面の内容及び設置状況がわかるもの）

（近隣関係者への事前説明）

第6条 条例第11条第3項に規定する報告は、事前説明会等説明状況経過書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付し、村長に提出するものとする。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) 説明会出席者名簿の写し
- (3) 説明会議事録
- (4) 説明会開催状況がわかる写真

（協定の締結等）

第7条 条例第13条第1項に規定する協定は、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する協定書（様式第6号）により協定を締結するものとする。

2 条例第13条第3項の規定により事業区域内の土地又は太陽光発電設備を譲渡、又は貸し付けた場合は、太陽光発電設備譲渡等報告書（様式第7号）に、その状況がわかる書類を添付し、村長に提出するものとする。

（太陽光発電設備設置事業の着手）

第8条 条例第14条に規定する太陽光発電設備設置事業の着手の届出は、太陽光発電設備設置事業着手届（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付し村長に提出するものとする。ただし、村長が特に必要がないと認めるものについては、省略することができる。

- (1) 位置図（縮尺1／25,000以上）
- (2) 事業区域の公図の写し

- (3) 事業区域の土地所有者一覧表
- (4) 太陽光発電設備の配置図（縮尺 1 / 500以上）
- (5) 土地造成計画平面図（縮尺 1 / 500以上）及び縦横断図（縮尺 1 / 200以上）
- (6) 雨水排水計算書（30年確率以上）及び雨水排水施設計画図（縮尺 1 / 500以上）
- (7) 太陽光発電設備及び雨水排水施設の構造図（縮尺 1 / 100以上）
- (8) 維持管理計画
- (9) 自然環境保全計画
- (10) 環境保全計画
- (11) 土砂流出及び崩落防止計画
- (12) 太陽光の反射及び騒音等生活環境保全計画
- (13) 工程表
- (14) 伐採届出書（写し）又は林地開発行為届出書（写し）
- (15) 災害発生の予見の待機体制図及び災害発生時の連絡体制図
- (16) その他村長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定に基づき事前協議書に添付した書類と変更のないものについては、省略することができる。

（変更等の届出）

第9条 条例第15条の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業区域面積の縮小
- (2) 太陽光発電設備の定格出力の縮小
- (3) その他村長が必要と認める軽微な変更

第10条 条例第15条の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を村長に提出するものとする。

- (1) 太陽光発電設備設置事業の内容を変更しようとするとき 太陽光発電設備設置事業変更届（様式第9号）及び村長が必要と認める書類
- (2) 太陽光発電設備設置事業の中止又は廃止をしようとするとき 太陽光発電設備設置事業中止（廃止）届（様式第10号）及び村長が必要と認める書類（工事完了報告）

第11条 条例第16条第1項の規定による太陽光発電設備設置事業に係る設置工事が完了したときは、太陽光発電設備設置事業工事完了届（様式第11号）に村長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による通知は、太陽光発電設備設置工事完了確認書（様式第12号）による。

（保守点検責任者の掲示）

第12条 条例第17条に規定する標識は、太陽光発電設備管理者情報（様式第13号）による。

（保守及び維持管理）

第13条 条例第18条第2項の規定による計画は、太陽光発電設備維持管理計画書（様式第14号）による。

2 条例第18条第3項の規定による報告は、太陽光発電設備維持管理報告書（様式第15号）による。

（報告及び立入調査）

第14条 条例第19条第1項の規定による報告の聴取は、太陽光発電設備設置事業状況等報告要求書（様式第16号）による。

2 条例第19条第2項の規定による報告書は、太陽光発電設備設置事業状況報告書（様式第17号）による。

3 条例第19条第3項の規定による身分証明書は、太陽光発電設備設置事業立入調査員証（様式第18号）による。

（助言、指導又は勧告）

第15条 条例第20条に規定する助言は口頭で行い、同条に規定する指導は、太陽光発電設備設置事業改善指導書（様式第19号）による。また、同条に規定する勧告は、勧告書（様式第20号）による。

（命令）

第16条 条例第21条第1項に規定する命令は、命令書（様式第21号）による。

（命令に係る事前の通知書及び意見書）

第17条 条例第21条第2項に規定する通知は、命令に係る事前の通知書（様式第22号）により、意見書の提出は、意見書（様式第23号）による。

（意見の聴取）

第18条 条例第21条第3項の規定により公開による意見の聴取を行うことを請求する者（以下「意見聴取者」という。）は、意見聴取請求書（様式第24号）を村長に提出しなければならない。

2 条例第21条第4項に規定する意見の聴取は、村長又は村長が指名する者が議長となり、これを行う。

3 意見の聴取は、関係職員立会いの上、口述審問により行う。

4 意見の聴取の場による発言は議長の許可を受けなければならない。

5 議長は、意見の聴取の進行を妨げ、又は不当な行状をする者に対して、退出の命令その他意見の徴収を維持するために必要な措置を取ることができる。

6 村長は、災害等ややむを得ない理由により、意見の聴取を行うことができない場合は、意見聴取の期日を延期し、又は場所を変更することができる。

7 村長は、前項の規定により意見の聴取の期日を延期し、又は場所変更すると

きは、条例第21条第5項に準じて通知し、かつ公告するものとする。

8 意見聴取者は、やむを得ない理由により意見の聴取に出頭できないときは、意見聴取の前日までに、理由を付して村長にその旨を届け出なければならない。

9 村長は、前項の届出のあった場合において、その理由が正当であると認められるときは、意見の聴取の期日を延期することができる。

10 議長が指名する村の職員は、会議録を作成し、署名するものとする。

(公表)

第19条 条例第22条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 筑北村公告式条例（平成17年筑北村条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示

(2) 筑北村ホームページへの掲載

(3) その他村長が必要と認める方法

2 条例第22条第2項の規定による通知は、公表理由等通知書（様式第25号）による。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第9号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月28日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

太陽光発電設備設置事業事前協議書

年 月 日

筑北村長

事業者 住所
氏名
連絡先

印

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

太陽光発電設備設置事業を行いたいのので、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第9条第1項の規定により次のとおり協議します。

1 事業計画

事業名		
事業区域所在地	筑北村	
事業区域面積	㎡	
工事施工予定者	住所	
	氏名	
保守点検責任 予定者	住所	
	氏名	
定格出力	Kw	
自治会等への説明会予定年月	年 月	
工事着手予定年月	年 月	

注

「定格出力」欄は、太陽光パネルの合計出力 又はパワーコンディショナーの出力 のいずれか小さい方を記載してください。

2 事業区域の状況

確認項目	該当する 場合は○
砂防指定地を含まない。	
地すべり防止区域を含まない	
急傾斜地崩壊危険区域を含まない	
土砂災害警戒区域を含まない	
土砂災害特別警戒区域を含まない	
保安林を含まない	
農用地区域内にある農地等を含まない	
長野県史跡から100mの範囲を含まない	
筑北村指定史跡から100mの範囲を含まない	
筑北村指定名勝筑北村天然記念物から100mの範囲を含まない	
筑北村天然記念物から100mの範囲を含まない	
県立自然公園を含まない	
地すべり危険箇所を含まない	
急傾斜地崩壊危険箇所を含まない	
土石流危険渓流を含まない	

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

様

筑北村長

印

事前協議済通知書

下記事業の事前協議が終了したので、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第 9 条第 5 項の規定により通知します。

記

事業名	
事業区域所在地	筑北村
事業区域面積	m ²
定格出力	Kw
筑北村自然環境等 と再生可能エネルギー 関連事業との 調和に関する条例 第 9 条第 5 項に規 定する意見	

様式第3号（第5条関係）

太陽光発電設備設置事業のお知らせ						
事業名			事業計画図			
事業区域所在地	筑北村		この標識は、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例の規定により設置したものです。			
事業区域面積	m ²					
事業者	住所					
	氏名					
	連絡先					
工事施工者	住所					
	氏名					
	連絡先					
定格出力	Kw					
近隣関係者説明会年月日	年	月			日	
工事着手予定年月日	年	月	日			
工事完了予定年月日	年	月	日	設置年月日 年 月 日		
注：表示面の大きさ 縦 90cm以上 横 180cm以上						
地面から表示面の下端までの高さ 90cm以上120cm以下						

様式第4号（第5条関係）

標 識 設 置 届

年 月 日

筑北村長 様

事業者 住 所
氏 名
連絡先

㊞

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

太陽光発電設備設置事業に係る標識を設置したので、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第10条第2項の規定により届け出ます。

1 事業計画

事業名		
事業区域所在地		筑北村
事業区域面積		㎡
工事施工者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
定格出力		Kw
近隣関係者説明会年月日		年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日

様式第5号（第6条関係）

事前説明会等説明状況経過書

年 月 日

筑北村長 様

事業者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先
〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

自治会等への事前説明会を実施したので、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第11条第3項の規定により報告します。

事業名	
開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分
開催場所	
事業者側の出席者の所属、氏名等	
近隣関係者の参加者数	
説明会の内容	
近隣関係者の意見、要望	
近隣関係者の意見、要望への回答	

（備考）記載しきれない場合は、別紙としても差し支えない。

複数回開催した場合は、説明会ごとに報告すること。

様式第6号（第7条関係）

太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する協定書

筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例（平成30年筑北村条例第19号。以下「条例」という。）に基づき、筑北村（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類	太陽光発電設備設置事業（太陽光発電施設の設置と管理）		
事業名			
事業区域所在地	筑北村	番地ほか	筆
事業区域面積	㎡		
定格出力	kW		
協定対象期間	年 月 日（協定締結の日）から事業の終了後、太陽光発電設備の撤去日まで		

第2条 乙は、当該事業の実施にあたっては、関係法令及び条例の規定を遵守するとともに、別紙に掲げる事項について、誠実に履行するものとする。

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

第4条 乙は、当該事業区域内からの排水については、下流域に汚濁や災害等を及ぼすことのないよう適正な維持管理に努めるものとする。

第5条 乙が当該事業区域内及び既存道路等関連する区域で、工事完了後乙の工事施工が原因で当該事業による工作物及び公共施設の破損、災害等が発生した場合は、乙の責任とし、速やかに甲に報告するものとする。

第6条 前条の破損、災害等の復旧に要する経費は乙の負担とし、甲の技術指導を受け、発生後速やかに復旧するものとする。

第8条 乙の都合により、当該事業に伴い構築された太陽光発電設備（その他の附帯施設等を含む。）及び事業区域内の土地について、譲渡又は貸付けにより所有者等が変更になる場合は、乙は変更後の所有者等に本協定書の内容を十分に説明し、承継するものとする。

第9条 乙は、第1条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

第 10 条 乙は固定価格買取り期間終了後においても、引き続き適正な維持管理を行うものとする。

第 11 条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度
甲乙両者で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成に、甲乙両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所 長野県東筑摩郡筑北村西条 4195 番地
職 氏 名 筑北村長 ㊟

乙 住 所
事業者名
代表者名 ㊟

【植生の保護】

- 樹木の伐採は必要最小限にとどめ、移植できる樹木は事業区域内に生育環境を整備して移植するなどの措置を講ずること。
- 新たに植栽を行う場合は、地域の自然植生に適合した樹種を選定すること。

【土地の形質の保全】

- 土地の形質変更は必要最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること。
- やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜きを設置、段切り等を行い、土石の流出防止に万全を期すこと。
- 擁壁工を必要とする場合は、できる限り自然石による石積み又は石張工とすること。
- 擁壁の必要ない法面等については、植林、芝張り、種子吹付、その他現地に適した工法により緑化修景すること。
- 切土及び盛土は必要最小限にとどめ、勾配はできるだけ緩和して法面の安定化を図ること。

【希少野生動植物の保全】

- 希少野生動植物（レッドリスト及び長野県版レッドリストに掲載の動植物）の生息地及びその周辺には太陽光発電設備を設置しない又は適切な保全措置を講ずること。

【災害の防止】

- 土砂流出等災害を未然に防止するため、沈砂池、シガラ柵等防災施設の設置を先行し、下流に対する安全を確保すること。
- 洪水調整池の使用にあたっては、諸法令の許可基準を遵守し、維持管理を適正に行うとともに、調整可能量のチェックを行うこと。
- 事業区域内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと。
- 防災施設の設置にあたっては、他法令の規定による許可条件等に違反しないよう留意すること。
- 降雨時には事業区域を監視し、災害の予兆等の異常がある場合には速やかに甲に連絡すること。
- 落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は速やかに現地にて異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応するとともに、甲に報告すること。
- がけ崩れ、出水のおそれがある土地の場合は、地盤改良や擁壁工を行うこと。
- 地盤が軟弱な場合は、地盤改良や擁壁工の措置を行うとともに、区域外での隆起や沈下が生じないように、土の置換や水抜き等を行うこと。
- 切土や盛土により「がけ」が生じる場合は、がけの上端に続く地盤面は、雨水等ががけの反対方向へ流れるような勾配にすること。
- 切土によるすべりやすい土質がある場合は、杭打ち、土地の置換等のすべり対策を行うこと。
- 盛土を行う場合は、ゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、概ね 30cm 以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これに類する建設機械を用いた締め固め及び必要に応じ地すべり抑止杭設置を行うこと。
- 傾斜地に盛土を行う場合は、段切り等のすべり面対策を行うこと。
- 切土、盛土を行う場合は、擁壁、石張り、芝張り、モルタルの吹付等の切土・盛土面の保護を行うこと。
- 切土、盛土を行う場合で地下水によりがけ崩れや土砂の流出のおそれがある場合は、事業区域内の地下水を排出する排水施設を設置すること。
- 擁壁を設置する場合は、擁壁については、構造計算等による安全の確認を行い、表面排水の措置を行うこと。
- 高さ 2 m 以上のがけに擁壁を設置する場合は、擁壁については、建築基準法施行令第 142 条の規定を準用した構造とすること。

【水資源の保護及び水質保全】

- 事業区域内の給水は既存の水源から取水することとし、事業区域内ではボーリング等による取水は一切行わないこと。
- 水資源保護及び水質保全については甲と十分協議し、既存水源の水量及び水質の維持に支障が

ないよう水源周辺の保護を図るとともに、下流水利権者と調整すること。

- （事業の実施場所付近に水源がある場合）事業区域内の雨水はできる限り浸透させ、地下水の涵養に努めること。

【環境衛生及び環境の保持】

- 雑排水及び廃棄物等による環境汚染を防止すること。

【景観の保全】

- 太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。
- 太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること
- フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は景観形成拠点等からの影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること。
- パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、景観形成拠点等からの影響が無いよう、景観に調和したものとすること。
- 道路沿いや民家等に隣接して設置する場合は、通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること。
- 尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、太陽光発電施設の設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことが無いようにすること。
- 主要な道路から望見できないよう、植栽又は不透過性のフェンス若しくはその双方を設置すること。
- 主要な眺望点からの眺望に配慮し、太陽光発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。
- 電線類は可能な限り地中化すること。

【太陽光発電設備設置工事】

- 太陽光発電設備設置工事にあたっては、不測の災害を未然に防止するため、防災設備及び道路施設が完成した後に着工すること。
- 降水量が多い時期には、土砂流出等の災害防止策を履行すること。
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、降雨時には常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び林地等へ被害を与えないよう万全の措置を講ずること。
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、進入路及び管理用道路等の危険個所に交通安全施設及び標識を措置し、安全かつ円滑な通行を確保すること。
- 管理用道路の縦断勾配が 10 パーセントを超える箇所については、舗装の上、滑止めを施工すること。
- 一般交通車輛等の安全を図るため、工事期間中は要所に交通誘導員を配置する等、万全の措置を講ずること。
- 太陽光発電設備設置工事にあたっては、重機の使用や大型車両等の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音等を防止するよう万全の措置を講ずること。
- 予め工事関係者に対して本協定の内容を周知徹底させ、秩序ある工事を行うよう指導すること。
- 事業区域において埋蔵文化財等の発見があった場合には、直ちに工事を中止するとともに関係機関に連絡し、その指示に従うこと。
- 工事期間中においては、事業名、工事期間、事業者名、事業者の連絡先、工事施工者名及び施工者の連絡先を表示すること。

【太陽光発電設備の設置及び管理】

- 著しく傾斜している土地とその周辺には太陽光発電設備を設置しないこと。
- 周辺道路を通行する車輛に設備の反射光が当たらないよう考慮すること。
- 事業区域が家屋に隣接している場合は、低周波音を防止するため、パワーコンディショナーは家屋から可能な限り離れた場所に設置する又は防音壁を設置すること。

- 発電所の周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立ち入りを禁止する表示をする等の立ち入り防止措置を講ずること。
- 事業区域の入口に事業名、事業者名、事業者連絡先、保守点検責任者名及び保守点検責任者連絡先を表示すること。
- 設備の保守および維持管理については、できる限り事業区域に1時間以内に到達できる事業者に委託すること。
- 事業区域付近に水源又は住宅地がある場合、事業区域の管理にあたっては、農薬及び除草剤は使用しないこと。

【太陽光発電事業を終了する場合の取扱い】

- 乙が事業を終了する場合は、太陽光発電設備を含む設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正、かつ、速やかに行うこと。
- 乙は予め太陽光発電設備の撤去費相当額を廃棄等費用積立ガイドライン（自然エネルギー庁2021年公表）に基づき積立てること。
- 太陽光発電設備の撤去にあたり廃棄が必要となる場合には、関係諸法令等に基づき適切に処理すること。

【損害賠償等】

- 乙は、当該事業に起因する土砂流出等による災害の発生、水源の減水及び水質の汚染等により乙以外に損害を与えた場合には、誠意をもって速やかに復旧措置を講ずるとともに、損失の補償にあたっては誠実に履行すること。
- 資材運搬等に使用する公道が通行の安全確保に支障があると道路管理者等の関係機関が認めた場合、又は損傷を与えた場合は速やかに道路管理者と協議し、乙の負担により必要な工事等を施工すること。

【その他】

- 事業の実施にあたっては、事前に関係諸法令等における必要な手続きが完了していることを確認し、許可条件等を十分遵守し違反等のないように施工すること。
- 当該行為の着手及び完了時には、速やかに甲にその旨を文書で通知すること。
- 乙は、天災、事故、機器の故障等のトラブルが生じた場合の対応について維持管理計画書を作成し、発電事業の開始までに甲に提出すること。

様式第7号（第7条関係）

太陽光発電設備譲渡等報告書

筑北村長

様

年 月 日

現事業者（譲渡者）住 所

氏 名 ⑩

連絡先

〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

新事業者（譲受者）住 所

氏 名 ⑩

連絡先

〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

上記の者の中で下記の太陽光発電設備について 年 月 日に譲渡（貸付け）したので、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第13条第4項の規定により報告します。

なお、筑北村と現事業者（譲渡者）が 年 月 日に締結した太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する協定書の協定内容及び指示事項については、新事業者（譲受者）が承継しました。

記

事業名	
事業区域所在地	筑北村
事業区域面積	m ²
定格出力	Kw
協定対象期間	年 月 日（協定締結の日）から事業の終了後、太陽光発電設備撤去日まで

様式第 8 号（第 8 条関係）

太陽光発電設備設置事業着手届

年 月 日

筑北村長 様

事業者 住所
氏名 ㊟
連絡先

〔 法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第 14 条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名	
事業区域所在地	筑北村
事業区域面積	㎡
定格出力	Kw
工事（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業予定期間（発電期間）	年 月 日 ～ 年 月 日
工事施工者	住所
	氏名
	連絡先
工事現場 責任者	住所
	氏名
	連絡先
	緊急連絡先
保守点検 責任者	住所
	氏名
	連絡先
	緊急連絡先

※ 工事施工者及び保守点検責任者が法人の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

※ 現場責任者は、工事施工者の社員であること

様式第 9 号（第10条関係）

太陽光発電設備設置事業変更届

年 月 日

筑北村長 様

事業者 住所
氏名 ㊟
連絡先

〔 法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名勝及び代表者の氏名 〕

筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第 15 条の規定により、
次のとおり届け出ます。

事業名 _____ 事業

区 分	変 更 前	変 更 後
事業区域所在地	筑北村	筑北村
事業区域面積	㎡	㎡
定格出力	Kw	Kw
工事（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
事業予定期間 （発電期間）	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
工 事 施 工 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
現 場 責 任 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
保 守 点 検 責 任 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

※ 工事施工者及び保守点検者が法人の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

※ 現場責任者は、工事施工者の社員であること

様式第10号（第10条関係）

太陽光発電設備設置事業中止（廃止）届

年 月 日

筑北村長 様

事業者 住 所
氏 名
連絡先

印

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名勝及び代表者の氏名 〕

太陽光発電設備設置事業を中止（廃止）したいので、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名	
事業区域所在地	筑北村
事業区域面積	m ²
定格出力	Kw
工事（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業予定期間（発電期間）	年 月 日 ～ 年 月 日
中止・廃止の別	
中止する期間又は廃止する日	年 月 日
中止（廃止）をする理由	

様式第11号（第11条関係）

太陽光発電設備設置事業工事完了届

年 月 日

筑北村長 様

事業者 住所
氏名
連絡先

印

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

太陽光発電設備設置事業に係る工事が完了したので、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域所在地	筑北村	
事業区域面積	㎡	
定格出力	Kw	
工事完了年月日	年 月 日	
工事施工者	住所	
	氏名	
	連絡先	
	緊急連絡先	

※ 工事施工者が法人の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

様式第12号（第11条関係）

太陽光発電設備設置工事完了確認書

年 月 日

（事業者）

様

筑北村長



筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第15条第2項の規定により、下記の太陽光発電設備の設置工事が完了したことを確認したので通知します。

事業名	
事業区域所在地	筑北村
事業区域面積	m ²
定格出力	Kw
工事完了年月日	年 月 日
完了確認年月日	年 月 日
備考	

様式第13号（第12条関係）

太陽光発電設備管理者情報	
事業名	
事業区域所在地	
事業予定期間（発電期間）	年 月 日 ～ 年 月 日
太陽光発電設備 設置事業者	住所
	氏名
	連絡先
太陽光発電設備 保守点検者	住所
	氏名
	連絡先

設置事業者及び保守点検者が法人の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名
表示面の大きさ 縦 60 cm以上 横 80 cm以上とすること。

材質は耐候性を考慮したものとする。

様式第14号（第13条関係）

太陽光発電設備維持管理計画書

年 月 日

筑北村長 様

事業者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

保守点検責任者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第18条第2項の規定により、次のとおり提出します。

1. 基本的事項

事業名	
事業区域所在地	筑北村
事業区域面積	m ²
定格出力	Kw
事業予定期間（発電期間）	年 月 日 ～ 年 月 日
損害保険の加入状況 未加入の場合対応方法	
事業を 廃止す る際 の 対 応	廃止に要する費用の 確保に関する方法
	太陽光発電設備の処 分方法
	廃止後の事業区域の 利用計画

2. 維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度

点検対象箇所		点検項目	点検方法	点検周期				備考
				月次	年次	緊急	その他	
太陽電池アレイ	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、さび、破損がない						
		端子箱に破損、変形がない						
		フレームに破損、変形がない						
	コネクタ	破損、変形がなく確実に接続されている						
	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、さび、破損がない						
		配線に過剰な張力、余分な緩みがない						
	電線管	破損、変形、さびがなく正しく固定されている						
	接地線	接地線に著しい汚れ、さび、腐食、さび、破損がない						
		接地線に過剰な張力、余分な緩みがない						
	架台	基礎にひずみ、損傷、ひびなどの破損進行がない						
架台の変形、さび、腐食、さび、腐食及び破損がない								
積雪等に沈降や腐食、変形がない								
基礎土砂流出がない								
基礎ぐいに腐食がない								
	固定強度に不足の懸念がないよう、ボルト及びナットに緩みがない							
接続箱	本体	著しい汚れ、さび、腐食、さび、腐食、さび、破損及び変形がない						
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている						
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない						
漏電遮断器	本体	配線に著しい汚れ、さび、腐食、さび、腐食、さび、破損がない						
		著しい汚れ、さび、腐食、さび、腐食、さび、破損及び変形がない						
		加熱等による変形がない						

点検対象箇所		点検項目	点検方法	点検周期				備考
				月次	年次	緊急	その他	
パワーコンディショナー	本体	著しい汚れ、さび、腐食、さび、腐食、さび、破損及び変形がない						
		固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている						
		コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない						
	配線							
法面	切土法面	小段の沈下がない						
		排水溝の損傷がない						
		目地にずれがない						
		開口量の大きな亀裂が発生していない						
		吹付工法等の剥離がない						
		法枠工法等の破断がない						
		はらみ出しの発生がない						
		大量の湧水（濁り）がない						
		崩落がない						
	上部斜面からの土砂流出がない							
	盛土法面	小段の沈下がない						
		段差が発生していない						
		排水溝の損傷がない						
		法尻の崩壊がない						
オーバーフローによる洗掘がない								
大量の湧水（濁り）がない								
湧水箇所の軟弱化がない								

点検対象箇所		点検項目	点検方法	点検周期				備考
				月次	年次	緊急	その他	
擁壁	擁壁	亀裂、割れが生じていない						
		座屈、段差、傾斜がない						
		つなぎ目にずれがない						
		水抜き穴につまりがない						
		水抜き穴から異常な土砂流出がない						
		地山に変形がない						
排水設備	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない						
		亀裂、ずれがない						
		破損がない						
		排水設備外への漏水がない						
調整池	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没及び漏水がない						
		堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没及び漏水がない						
		草木の繁茂がない						
	基盤	堤体の基礎に、漏水、地山のほらみ出し、沈下及び崩壊がない						
	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化及び雑草の生えすぎがない						
		越流部に亀裂、損傷、劣化及び雑草の生えすぎがない						
		放流水路に亀裂、損傷、劣化及び雑草の生えすぎがない						
	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない						
		呑口部に亀裂、損傷、劣化及び雑草の生えすぎがない						
		吐き口に亀裂、損傷、劣化及び雑草の生えすぎがない						
油等の浮遊がない								

点検対象箇所		点検項目	点検方法	点検周期				備考
				月次	年次	緊急	その他	
調整池 (つづき)	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損及び湧水がない						
		天端に損傷、沈下、陥没及び損傷がない						
		貯留部底地に著しい土砂の堆積がない						
		油等の浮遊がない						
		下流河川(周辺)に洗掘、崩壊がない						
防護柵 標	フェンス	著しいさび、さず、破損、傾斜がない						
	管理者標識	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない						
	入口扉	開閉に異常が無く、施設に問題がない						
進入路 管理道	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない						
		事業地周辺への土砂の流出がない						
		雨水等による洗掘がない						
		草木の繁茂がない						
設置地 盤	舗装あり地 盤	亀裂、剥離がない						
		段差、傾斜がない						
		空洞の発生(土砂の流出)がない						
		隆起の発生がない						
	舗装なし地 盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない						
		事業地周辺への土砂の流出がない						
植栽	植栽木	雨水等による洗掘がない						
		草木の繁茂がない						
		植栽木の枯死等がない						

点検周期は、実施するものに○印をすること。

注) 月次: 1回/月 年次: 1回/年 緊急: 大雨、大雪、暴風警報級の自然現象発生後及び震度3以上の地震発生後、現地の安全確認後 その他: 左記以外のもの(備考欄に内容を記載すること。)

該当施設がない点検対象箇所は、斜線で抹消すること。また、記載以外の設備等がある場合は、適宜行を追加記載すること。

3. 2の保守点検で異常が発見された場合の対応方法

点検対象箇所		対 応 方 法	対応の時期
太陽電池アレイ	太陽電池モジュール		
	コネクタ		
	ケーブル		
	電線管		
	接地線		
	架台		
接続箱本体	架台		
漏電遮断器	配線		
	本体		
点検対象箇所		対 応 方 法	対応の時期
パワーコンディショナー	本体		
	配線		
法面	切土法面		
	盛土法面		

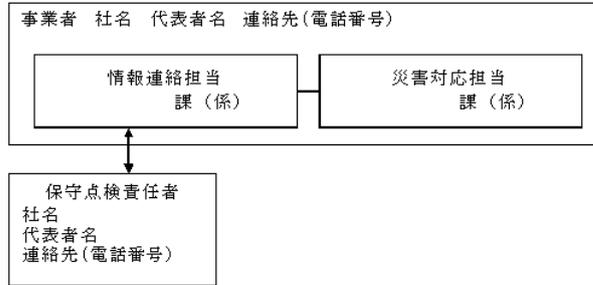
点検対象箇所		対応方法	対応の時期
擁壁	擁壁		
排水設備	排水溝、枳		
調整池	堤体		
	基盤		
	余水吐き		
	放流施設		

点検対象箇所		対応方法	対応の時期
調整池 (つづき)	貯留部		
防護柵 標	フェンス		
	管理者標識		
	入口扉		
進入路 管理道	通路等		
設置地盤	舗装あり地盤		
	舗装なし地盤		
植栽	植栽木		

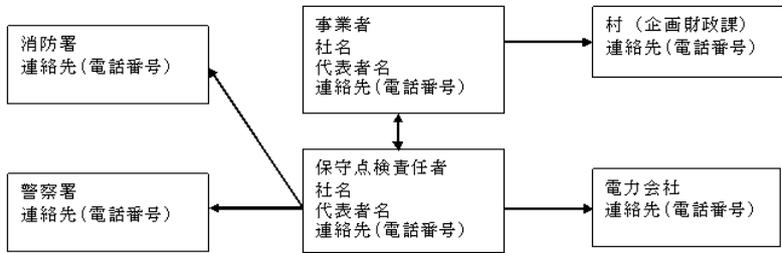
4. 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

5. 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

6. 災害対策組織図



7. 災害発生時連絡体制表



様式第15号（第13条関係）

太陽光発電設備維持管理報告書

年 月 日

筑北村長 様

事業者 住所
氏名 ⑩
連絡先

保守点検責任者 住所
氏名 ⑩
連絡先

〔 法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第18条第3項の規定により、次のとおり提出します。

事業名	
事業区域所在地	筑北村
事業区域面積	㎡
定格出力	Kw
事業予定期間（発電期間）	年 月 日 ～ 年 月 日
点検年月日	年 月 日
太陽光発電設備等の損壊又は 周辺地域の環境の保全上支障 が生じた箇所	
太陽光発電設備等の損壊又は 周辺地域の環境の保全上支障 が生じた状況及び原因	
上記に係る応急対応・復旧方法	
復旧完了（予定）年月日	年 月 日

太陽光発電設備等の損壊又は周辺地域の環境の保全上支障が生じた箇所は、太陽光発電維持管理計画書の点検対象箇所の区分により記載すること。

当該箇所が複数ある場合は、太陽光発電設備等の損壊又は周辺地域の環境の保全上支障が生じた箇所以下について別紙としてかまわない。

太陽光発電設備等の損壊又は周辺地域の環境の保全上支障が生じた箇所がわかる図面、状況がわかる写真及び復旧方法がわかる書類を添付すること。

様式第16号（第14条関係）

太陽光発電設備設置事業状況等報告要求書

年 月 日

様

筑北村長



筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第19条第1項の規定により、下記の太陽光発電設備設置事業の状況等について、期限までに報告を求めます。

事業名	
事業区域所在地	筑北村
事業区域面積	m ²
定格出力	Kw
状況報告要求事項	
報告期限	年 月 日

様式第17号（第14条関係）

太陽光発電設備設置事業状況報告書

年 月 日

筑北村長 様

事業者 住所
氏名
連絡先

印

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第 19 条第 2 項の規定により、 年 月 日付けで報告を求められた事項について、下記のとおり報告します。

事業名	
事業区域所在地	筑北村
事業区域面積	m ²
定格出力	Kw
状況報告事項	

様式第18号（第14条関係）

（表）

第 号	
太陽光発電設備設置事業立入調査員証	
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	年 月 日
上記の者は、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第17条第3項の規定により立入調査する職員等であることを証する。	
年 月 日交付	（有効期限 年 月 日）
筑北村長	印

（裏）

筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例（抜粋）

（報告及び立入調査）

第17条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は村の職員に事業区域に立ち入り、当該太陽光発電設備設置事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 事業者は、前項の規定による報告を求められた事項について、速やかにこれに対する報告書を作成し、村長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により立入調査をする村の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項による権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第19号（第15条関係）

太陽光発電設備設置事業改善指導書

年 月 日

様

筑北村長

印

年 月 日付けで太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する協定を締結した事業について、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第19条第1項の規定により指導します。

事業名	
事業区域所在地	筑北村
指導に係る措置の内容	
指導に至った理由	
措置の期限	年 月 日

上記の期限までに正当な理由がなく、措置をとらなかった場合は、条例第19条第2項の規定により当該措置をとることを勧告する場合があります。

様式第20号（第15条関係）

勸 告 書

年 月 日

様

筑北村長

印

年 月 日付けで指導した太陽光発電設備設置事業について、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第19条第2項の規定により勧告します。

事業名	
事業区域所在地	筑北村
勧告に係る措置の内容	
勧告に至った理由	
措置の期限	年 月 日

上記の期限までに正当な理由がなく、措置をとらなかった場合は、条例第20条第1項の規定により当該措置をとることを命令する場合があります。

様式第21号（第16条関係）

命 令 書

年 月 日

様

筑北村長



年 月 日付け 第 号により命令を行う旨、事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされていません。

つきましては、下記のとおり必要な措置をとることを命令します。

事業名	
事業区域所在地	筑北村
命じようとする措置の内容	
命令に至った理由	
措置の期限	年 月 日

上記の期限までに正当な理由がなく、措置をとらなかった場合は、条例第21条第1項の規定により公表する場合があります。

様式第22号（第17条関係）

命令に係る事前の通知書

年 月 日

様

筑北村長

印

年 月 日付けで必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合は、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例（以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することになりますので通知します。

なお、条例第21条第2項に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第3項の規定に基づき本通知を受け取った日から5日以内に筑北村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨申し添えます。

事業名	
事業区域所在地	筑北村
命じようとする措置の内容	
命ずるに至った理由	
措置の期限	年 月 日

意見書の提出及び公開による意見聴取の請求先

送付先 〒399-7501

長野県東筑摩郡筑北村西条4195番地 筑北村 課

連絡先

意見書の提出期限 年 月 日

様式第23号（第17条関係）

意 見 書

年 月 日

筑北村長

様

事業者 住 所
氏 名
連絡先

印

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けで命令に係る事前通知がされましたが、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第21条第2項の規定により意見書を提出します。

事業名

事業区域所在地

命令の内容に対する意見

その他当該事案についての意見

証拠書類等の提出の有無

有 ・ 無

所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載のうえ添付すること。

証拠書類を提出する場合は、添付すること。

様式第24号（第18条関係）

意見聴取請求書

年 月 日

筑北村長 様

事業者 住 所
氏 名
連絡先

印

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けで命令に係る事前通知がされましたが、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第 21 条第 3 項の規定により公開による意見の聴取を請求します。

事業名

事業区域所在地

様式第25号（第19条関係）

公表理由等通知書

年 月 日

様

筑北村長

図

あなたは、筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例第20条第2項の規定により勧告（第21条第1項の規定による命令）に正当な理由なく従わなかったので、同条例第22条第1項の規定に基づき、次のとおり氏名等を公表します。

事業名	
事業区域所在地	筑北村
命令等の内容	
命令等を行うに至った経過	
命令等を受けた者の氏名	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日